国民健康保険からのお知らせ

保険税率が改定されます

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

●本年度の保険税率

国民健康保険の保険税率は、毎年改定します。本年度の保険税率は、表のとおりです。

国民健康保険税の税率表

区分		医療給付分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40〜64歳の人)	
	لا کا	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
応能割	所得割の税率 (前年中の所得に応じて計算)	7.21%	7.09%	2.34%	2.31%	1.95%	2.14%
	資産割の税率 (本年度の固定資産税額に応じて計算)	13.55%	10.93%	4.40%	3.55%	6.00%	4.90%
応	均等割額 (1 人当たりの負担額)	26,300円	26,800円	8,600円	8,700円	9,500円	10,000円
応益割	世帯平等割額 (1世帯当たりの負担額)	19,000円	19,200円	6,200円	6,300円	4,900円	5,100円
	賦課限度額 (1 世帯当たりの賦課額の上限)	580,000円	610,000円	190,000円	190,000円	160,000円	160,000円

- ※保険税額の決定通知は、7月中旬ごろ、世帯主宛てにお送りします。
- ※応能割とは、負担能力に応じて負担する部分で、所得割と資産割のことです。
- ※応益割とは、受益者に応じて定額を負担する部分で、均等割と世帯平等割のことです。

保険税率改定の考え方

国民健康保険の運営が県単位化されたことにより、毎年、各市町が広島県へ納めるべき「保険料(税)総額」が県から示されます。この額を確保できるよう保険税率を算定します。

また、令和6年度からは県が示す※「準統一保険料率」となります。「準統一保険料率」は資産割を除いた「3方式(所得割・均等割・世帯平等割)」であるため、本市では、令和5年度までの調整期間(激変緩和期間)を有効に活用し、段階的に移行する方針です。

※「準統一保険料率」とは

広島県では、将来的には、県内のどこに住んでいて も、同一の所得水準・世帯構成であれば同一の保険 料(税)負担になること(統一保険料率)を目指して います。令和6年度には統一保険料率を基に、市町ご との収納率を反映した「準統一保険料率」とする方 針となっています。

▶将来にわたって安定的に運営していくために

国民健康保険は、加入者の皆さんが病気やけがを したときに、安心して医療が受けられるための制度 です。

国民健康保険を安定的かつ持続的に運営していく ため、広島県と各市町が共同で運営していますが、今 後も医療費の高騰などが続けば、県全体で保険税の 引き上げが必要となってきます。

加入者の健康を守り、医療費を抑制するため、本市では今後も引き続き、健診などの健康づくり事業に取り組みます。

